NO. 20



みくに便り

<u>今年も算定基礎届の提出時期が近づいてきましたね。</u> <u>この届出を基に9月分からの社会保険料が決定します。</u> 後日、保険料のご案内をしますので、確認下さい。

2018年6月1日発行 営業時間:平日 8時30分~17時30分

連絡先: 〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12番 20号

電 話:027-243-5600 FAX:027-224-4393

U R L: http://www. e-392.com

当社HPでは新聞掲載コラム(バックンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



若手社員の「飲み会嫌い」 は本当か?

~平成・昭和生まれ意識調査より~

◆「平成生まれ」と「昭和生まれ」の意識調査

ソニー生命保険株式会社が、平成生まれ(20歳~28歳)と昭和生まれ(52歳~59歳)を対象にアンケートを行い、『平成生まれ・昭和生まれの生活意識調査』として公表しました。同調査から、それぞれの有職者に対して仕事にまつわる質問を取り上げます。

◆「仕事に対する考え方」の傾向

理想的な仕事は「給料が高い仕事」と「やりがいがある仕事」のどちらかという質問に対し、平成生まれは「給料が高い仕事」の方が56.7%と多く、昭和生まれは「やりがいがある仕事」の方が61.8%と多い結果となりました。

また、残業が多い人は「頑張っている人だと思う」か「仕事ができない人だと思う」か、という質問では、「頑張っている人だと思う」が平成生まれで 60.1%、昭和生まれで 52.5%となりました。同調査は「働き方改革を掲げ、業務効率改善や残業時間削減の方針を打ち出す企業は増加していますが、平成生まれには、"残業が多い=頑張っている"と考える人が多いようです」としています。

◆「飲み会」への考え方

勤務先でのイベントは「積極的に参加したい」か「プライベートを大切にしたい」か、という質問では、平成生まれの61.5%、昭和生まれの71.3%が「プライベートを大切にしたい」と回答しており、昭和生まれのほうがより多い結果となりました。同調査はこの結果を、若手はいわゆる"飲みニュケーション"に消極的などと

いわれることがありますが、必ずしもそうではないようだ、と総括しています。

シチズン時計が昨年行った「社会人 1 年目の仕事と時間意識」でも、「実際にあった飲み会の頻度」が「理想の飲み会の頻度」より少ないという結果となり、同社も「職場のコミュニケーション機会として『もう少し誘って欲しい』と考えている新入社員もいる」と、さきほどの調査と同様の結論となっています。

俗に「5月病・6月病」などともいわれるように、入 社・新年度からしばらく経ち、新しい環境に適応でき ず思い悩んでしまう若手が増える時期です。気になる 社員をみかけたら、あまり気負うようなことなく、お酒 の席へなどへ誘ってみてはいかがでしょうか。

6月の税務と労務の手続提出期限

1日

○ 労働保険の年度更新手続の開始 <7月10日まで>[労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便 局または銀行]

7月1日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期 分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

雇入時及び毎年一回

○ 健康診断個人票[事業場]

年金の満額受給

Q.私はもうすぐ60歳になりますが、過去に国民年金の保険料を支払っていない期間があります。将来、国民年金を満額受給したいのですが、可能でしょうか。

A.20歳から60歳までの480月を公的年金に加入して保険料を納めると、65歳から国民年金の満額を受給することができます。現在の国民年金の満額は年間で779、300円となっています。過去に保険料を支払っていない期間の長さによっては、残念ながら国民年金を満額受給できない場合もありますが、満額受給、又は満額受給に近づけるための方法が2通りあります。

まず、過去に国民年金の保険料を支払っていない未納期間を保険料納付済み期間にするために後納制度を利用することです。この後納制度を利用すると、時効により納めることができなかった国民年金の保険料を納付することができます。通常、2年を過ぎてしまった期間の国民年金の保険料は、時効により納めることはできませんでした。しかし、平成27年10月から平成30年9月までの3年間の時限措置として、年金事務所で申請することで過去5年前まで遡って保険料を納付することができます。納める後納保険料は、過去3年以前の期間になると、当時の保険料に一定の加算額が足されます。また、保険料は後納できる期間のうちで最も古い期間から納めるルールになっています。具体的な後納保険料の金額は、加算額を足しても、およそ15、700円前後となっています。これは平成30年度の国民年金保険料より低い金額ですので、後納制度で保険料を納付するのはお得になりますね。

もう1つは60歳を過ぎてから国民年金の任意加入制度を利用することです。国民年金は20歳から60歳までは強制加入ですが、60歳になっても国民年金の保険料の納付済み期間が480月に達していない場合であって、厚生年金や共済年金に加入していない場合は、受給する国民年金を増やすために60歳から65歳までの間、任意加入することができます。この任意加入制度は、過去に遡って加入することはできません。例えば、60歳になった時、国民年金の未納期間が2年あるとします。満額受給をするために任意加入制度を利用して2年分国民年金の保険料を納めようと思っていても、実際に任意加入の申込をしたのが64歳になった時だとすると、過去に遡って加入はできませんので、任意加入制度を使って保険料を2年分すべて納めることができません。

後納制度も任意加入制度も申込みをして納付するまでは、事務手続きの期間を要しますので、申込の時期によって自分が希望した期間が納められないことも考えられます。特に後納制度は今年の9月で終了してしまいますので、ご注意ください。

みくに労務管理事務所 須田めぐみ